

制度信用取引における権利処理方法の見直しについて

平成17年10月25日
株式会社 東京証券取引所

趣旨

株式会社証券保管振替機構では、株式分割実施時において、当該株式分割に係る基準日の翌日から新株券を旧株券と同様に決済物件として利用できる対応を来年1月から実施することとしています。これに伴い、当取引所では、上場会社が来年1月4日以後の日を基準日とする株式分割を行う場合には、当該株式分割に係る基準日の翌日を効力発生日とするよう義務付けることとするほか、株式分割により発行される新株券の発行日決済取引を廃止することとしています。

現行、株式分割に係る実務においては、株式分割に係る基準日から新株券の交付までに50日程度を要していることから、この間、投資者は新株券を売却することができないこととなります。このため反対売買による弁済を前提とした信用取引制度においては、信用売顧客及び信用買顧客の権利関係は、その権利部分を金銭に換算した額を権利処理の価額とし、これに基づく金銭を顧客と証券会社の間において授受することで処理しています。なお、権利処理の価額は、証券金融会社において行う権利入札により決定することとしていますが、この権利入札においては、各証券会社の証券金融会社への貸借申込み状況（貸借取引の残高）により売入札又は買入札の別及び入札株数が決定されること等から、特に大幅な株式分割が実施された場合には、入札の需給による影響を受けやすいといった側面も有しています。

しかしながら、前掲のとおり株式分割の効力発生日が一律に基準日の翌日となった場合には、権利落日以降における反対売買による信用取引の弁済が可能となるため、制度信用取引における顧客との権利関係は、必ずしも金銭により調整する必要はなく、信用取引の売付数量又は買付数量及び信用取引の売付価格又は買付価格を調整する方法も実務的には可能となります。

そこで、株式分割に係る権利処理を安定的に実施し、投資者の利便性の向上を図る観点から、今般株式分割の効力発生日が基準日の翌日となることを受け、株式分割により売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合の制度信用取引における信用売顧客及び信用買顧客の権利関係については、現行の権利処理方法に代えて、売付数量又は買付数量及び売付価格又は買付価格を株式分割の比率（以下「分割比率」という。）に応じて調整する方法を新たに導入することとします。

項目	内容	備考
3．品貸料を受受する期間	品貸料の授受は、貸付けの日（信用取引の売付け又は買付けの決済日）から弁済の日（反対売買又は弁済の申し出に係る決済日）の前日までとなっていることから、上記2．の取扱いに従い、株式分割の効力発生日以降、品貸料が発生した場合には、その授受が生じるものとして取り扱うこととします。	・その他の諸経費については、各取引参加者の定める方法となります。
4．新株式の弁済期限について	分割比率に応じて調整する権利処理が行われた場合の新株式は、旧株式の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日とし、応当日が取引所の休業日に当たるときは順次繰り上げる。）から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができないものとしします。	・受託契約準則第43条関係
5．新株式の売付価格又は買付価格が1円未満となる場合の金銭処理	権利処理前の売付価格又は買付価格を分割比率で除した額が1円未満となる場合については、これが1株当たり1円となるよう、その差額を信用買顧客に支払い、信用売顧客から徴収することとします。	<p>【1:100の株式分割が行われた場合の買付(売付)価格90円、買付(売付)数量1株の権利処理事例】</p> <p>新株式の買付(売付)価格 $= 90 \text{円} \div 100 = 0.9 \text{円}$ 1円</p> <p>旧株式の買付(売付)価格 $= 90 \text{円} - (1 \text{円} \times 99) = 9 \text{円}$ 1円</p> <p>買付(売付)数量 = 1株 \times 100 = 100株</p> <p>(買顧客の場合) 融資総額 = 1円 \times 100株 = 100円 10円の追加融資 買顧客は10円受領</p> <p>(売顧客の場合) 売却代金総額 = 1円 \times 100株 = 100円 10円の本担保増加 売顧客は10円支払</p>

実施日

平成18年5月を目途に実施する予定です。

以上